



平成6年度の町県民税

はちょっと違います

個人町県民税について、1年限りの特例措置として一律20%の特
別減税が行われます。

町県民税の中には均等割と、所得に応じて課税される所得割があ
りますが、平成6年度に限り所得割の20%が控除されます。これに
よりみなさんが納める町県民税は20%減税されることになります。
ただし、20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とします。



平成6年度の町県民税の算出

平成6年度の 町県民税	=	特別減税前の 平成6年度町県民税	-	特別減税額 (所得割の20%)
----------------	---	---------------------	---	--------------------

特別減税の方法

会社等で特別徴収されている方（給与から町県民税が差し引かれている方）

平成6年6月分と7月分は徴収しないで、特別減税後の町県民税を平成6年8月から平成7年5月までの
10か月間で徴収します。

上記以外の方

平成6年度町県民税の第1期で特別減税額を控除します。

〈例題〉

太郎さんの平成6年度の町県民税を計算してみま
しょう。

特別減税前の平成6年度町県民税は250,000円です。

（特別減税が無かった場合の町県民税）

〔内訳〕 ➡ ①均等割：2,200円 ②所得割：247,800円

①+②=年税額：250,000円 ③

特別減税額： ②所得割 × 20% = ④特別減税額
(20%) 247,800円 49,600円

(100円未満は切上げ)

☆特別減税後の平成6年度町県民税は次の通りです。

③特別減税前の
平成6年度町県民税 250,000円 - ④特別減税額 49,600円 = 特別減税後の町県民税 ☆200,400円

次に、特別減税前と特別減税後の毎月の納付税額を
比べてみましょう。

(1)特別徴収者（給与から町県民税が差し引かれている
方）の場合

	H6.6	H6.7	H6.8~H7.5	年税額
★特別減税前				
↓ 特別徴収額	21,200円	20,800円	毎月20,800円	250,000円
↓				
★特別減税後				
特別徴収額	0円	0円	20,400円	毎月20,000円 200,400円

(2)特別徴収以外の方の場合

	第1期	第2期	第3期	第4期	年税額
★特別減税前					
↓ 納付額	64,000円	62,000円	62,000円	62,000円	250,000円
↓					
★特別減税後					
納付額	14,400円	62,000円	62,000円	62,000円	200,400円

所得税の特別減税

平成6年1年限りの特別減税として、
一律20%の特別減税が行われます。

所得税の算出

平成6年分の 所得税額	=	特別減税前の 平成6年分所得税額	-	特別減税前の平成6年 分所得税額の20%
----------------	---	---------------------	---	-------------------------

☆方 法

特別徴収者の場合

平成6年6月に1月から6月分の源泉徴収税額の20
%を、年末調整の際に年税額の20%（6月還付済分を
精算）を還付します。

特別徴収以外の方

平成6年分の所得の確定申告の際に20%相当額を差
し引きます。